

育児休業から復帰予定で入所申込をされる方へ(重要) ⑤⑩

保育所入所が決定した場合は、決定後に配布される「復職証明書⑩」を復職月の月末までに入所施設へ必ず提出してください。提出がない場合は退所となります。

入所申込時に提出された「就労証明書①の月間の就労時間」と、「復職証明書⑩の復帰後の1か月あたりの就労時間」との間に、調整指数が10点以上差がある場合は、再度利用調整を行います。利用調整の結果、不承諾の申込者が本来であれば入所できていた場合、入所を取消し、入所月の翌々月の月末で退所となります。

- 退所となったことにも「育児休業中の継続利用」で利用している在園中の兄弟姉妹がいるとき「就労(月48時間以上)」などの保育を必要とする事由がある場合、兄弟姉妹は入所を継続できますが、事由がなくなった場合は兄弟姉妹も退所となります。

※その他、入所決定後に申込書類の内容から変更等があることがわかった場合は、調整指数が違うため入所決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。その際は、至急、保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。

(例1)育児休業復帰予定で申込みをしたが、入所後に復帰せずに退職した(する)ことが判明した。

(例2)申込に雇用証明された職場から転職しており、勤務時間が減っていることが判明した。

(例3)就労で申込みをしたが離職しており、求職活動をしていることが判明した。等